

令和3年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和3年8月30日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 東総衛生組合議会議員の選挙
 - 第 6 議案上程
 - 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 東総衛生組合議会議員の選挙
 - 日程第 6 議案上程
 - 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（18名）

1 番 崎 山 華 英
3 番 井 田 孝
5 番 片 桐 文 夫
7 番 遠 藤 保 明
9 番 宮 内 保

2 番 永 井 孝 佳
4 番 島 田 恒
6 番 平 山 清 海
8 番 林 晴 道
11 番 飯 嶋 正 利

12番 宮澤芳雄

14番 島田和雄

16番 向後悦世

18番 木内欽市

13番 伊藤保

15番 伊藤房代

17番 景山岩三郎

19番 佐久間茂樹

欠席議員（1名）

10番 高木寛

説明のため出席した者

市長 米本弥一郎

教育長 諸持耕太郎

秘書広報課長 椎名実

総務課長 宮内敏之

財政課長 山崎剛成

保険年金課長 穴澤昭和

都市整備課長 栗田茂

監査委員
長 高野久

副市長 飯島茂

代表監査委員 木村哲三

行政改革
推進課長 大八木利武

企画政策課長 小倉直志

市民生活課長 八木幹夫

高齢者
福祉課長 赤谷浩巳

上下水道課長 宮負亨

教育総務課長 杉本芳正

事務局職員出席者

事務局長 花澤義広

事務局次長 向後哲浩

開会 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ここで、会議を開会する前にあらかじめご了承をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

本日、議場の空調の調子が悪く、エアコンが効いておりません。上着を脱いで対応をお願いいたします。

◎日程第1 開 会

○議長（木内欽市） ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより令和3年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（木内欽市） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（木内欽市） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

3番、井田孝議員、4番、島田恒議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（木内欽市） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から９月22日までの24日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月22日までの24日間と決しました。

なお、お配りしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

◎日程第５ 東総衛生組合議会議員の選挙

○議長（木内欽市） 日程第５、東総衛生組合議会議員の選挙。

東総衛生組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総衛生組合議会議員のうち、組合規約第5条第4項の規定により、議員に片桐文夫議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました片桐文夫議員を同組合規約第5条第4項の規定による議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、片桐文夫議員が同組合規約第5条第4項の規定による議員に当選されました。

ただいま当選されました片桐文夫議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

○議長（木内欽市） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第14号までの14議案と、報告第1号から報告第8号までの報告8件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか、関係課長等の出席を求めました。

◎日程第6 議案上程

○議長（木内欽市） 日程第6、議案上程。

議案第1号から第14号までの14議案と、報告第1号から報告第8号までの報告8件を一括上程いたします。

議案第 1号 令和2年度旭市一般会計決算の認定について

議案第 2号 令和2年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について

議案第 3号 令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第 4号 令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第 5号 令和2年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

- 議案第 6 号 令和 2 年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 7 号 令和 2 年度旭市公共下水道事業会計決算の認定について
- 議案第 8 号 令和 2 年度旭市農業集落排水事業会計決算の認定について
- 議案第 9 号 令和 3 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 10 号 旭市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 工事請負契約の締結について（旭市サッカー場整備工事）
- 議案第 14 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第 1 号 令和 2 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- 報告第 2 号 令和 2 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
- 報告第 3 号 令和 2 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について
- 報告第 4 号 令和 2 年度旭市一般会計継続費精算報告書について
- 報告第 5 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和 2 事業年度の業務実績に係る
評価結果について
- 報告第 6 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について
- 報告第 7 号 株式会社季楽里あさひの事業経営状況について
- 報告第 8 号 私債権等の放棄について

◎日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（木内欽市） 日程第 7、提案理由の説明及び政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日ここに令和 3 年旭市議会第 3 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会に当たり、私の市政運営に対する所信の一端を申し上げます。

現在、世界各地に感染が拡大した新型コロナウイルスは、私たちの暮らしと経済に大きな

影響を及ぼしております。そのため、まずは市民の安心・安全に向けた施策を最優先に、スピード感を持ってしっかりと対応してまいります。

また、豊かな旭を次世代につなぐために、旭中央病院を核とした医療・福祉・健康づくりの充実、国内屈指の1次産業をしっかりと守り・育てる、旭市の魅力を全国に発信する、三つの基本戦略を柱として、市民との対話を重視し、共に考え行動する、市民と行政が一体となった「チーム旭でまちづくり」が進められるよう努めてまいります。

次に、財政運営について申し上げます。

本市の財政状況については、基金の保有状況や国の示す財政健全化判断比率に係る指標などからも、健全性を確保しています。しかしながら、普通交付税の合併算定替が終了し、新型コロナウイルス感染症拡大による税収の減少などにより、歳入への大きな影響も想定されます。

社会保障関係費や公共施設等の維持・更新経費に加え、感染症対策に係る経費や新しい生活様式への対応など新たな行政需要も必要となり、財政負担が増えていくことが見込まれます。今後も行政改革を着実に推進するとともに、事業効果や必要性などを踏まえ、効率的で健全な財政運営が行えるよう取り組んでまいります。

次に、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第8号までは、令和2年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、令和2年度旭市一般会計決算についてでありまして、歳入総額478億1,790万9,524円、歳出総額448億1,385万1,880円となり、翌年度へ繰り越すべき財源10億484万6,006円を差し引いた実質収支は19億9,921万1,638円となりました。

議案第2号は、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計決算についてでありまして、歳入総額24億8,409万4,563円、歳出総額24億8,409万4,563円、歳入歳出同額となりました。

議案第3号は、令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についてでありまして、事業勘定は、歳入総額83億192万949円、歳出総額78億8,279万6,163円、差引き4億1,912万4,786円となりました。施設勘定は、歳入総額7,389万12円、歳出総額6,744万4,663円、差引き644万5,349円となりました。

議案第4号は、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についてでありまして、歳入総額6億8,487万6,812円、歳出総額6億7,401万7,506円、差引き1,085万9,306円となりました。

議案第5号は、令和2年度旭市介護保険事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額52億8,026万8,846円、歳出総額51億4,124万1,732円、差引き1億3,902万7,114円となりました。

議案第6号は、令和2年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、収益的収支における事業収益は15億2,245万2,085円、事業費用は12億7,771万8,646円となり、当年度純利益は2億4,473万3,439円となりました。

資本的収支については、収入7,383万6,400円に対し支出は1億4,205万6,676円となり、収支不足額6,822万276円は減債積立金等で補填いたしました。

なお、決算の認定と併せて、剰余金の処分についてありますが、当年度末未処分利益剰余金2億8,863万4,757円について、9,583万3,439円を減債積立金として、1億4,890万円を建設改良積立金として、4,390万1,318円を資本金として処分するものであります。

議案第7号は、令和2年度旭市公共下水道事業会計決算についてでありまして、収益的収支における事業収益は5億6,006万8,430円、事業費用は5億2,623万1,180円となり、当年度純利益は3,383万7,250円となりました。

資本的収支については、収入2億1,439万5,300円に対し支出は2億6,743万1,032円となり、収支不足額5,303万5,732円は引継金で補填いたしました。

議案第8号は、令和2年度旭市農業集落排水事業会計決算についてでありまして、収益的収支における事業収益は7,324万2,834円、事業費用は5,813万5,575円となり、当年度純利益は1,510万7,259円となりました。

資本的収支については、収入1,296万5,000円に対し支出は1,632万489円となり、収支不足額335万5,489円は引継金等で補填いたしました。

議案第9号は、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ12億5,500万円を追加し、予算の総額を314億3,700万円とするものであります。

議案第10号は、旭市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税による企業からの寄附金を適正に管理するため所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第12号は、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

てでありまして、市民生活に重大な影響を及ぼす空家等に対してより一層の対策の充実を図ることを目的に、空家等対策計画の策定及び協議会の設置等に関し必要な事項を定めるため所要の改正を行うものであります。

議案第13号は、工事請負契約の締結についてでありまして、旭市サッカー場整備工事について仮契約を締結しましたので、契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第14号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち令和3年12月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。私は、岩井明廣氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

報告第1号は令和2年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第2号は令和2年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第3号は令和2年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について、報告第4号は令和2年度旭市一般会計継続費精算報告書について、それぞれ報告するものであります。

報告第5号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和2事業年度の業務実績に係る評価結果についてでありまして、同法人の令和2事業年度における業務実績の評価がまとまったことから、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により議会に報告するものです。

報告第6号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況についてでありまして、同法人の令和2年度の事業経営状況及び令和3年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第7号は、株式会社季楽里あさひの事業経営状況についてでありまして、株式会社季楽里あさひの令和2年度の事業経営状況及び令和3年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第8号は、私債権等の放棄についてでありまして、旭市私債権等管理条例の規定に基づき、令和2年度の私債権等の放棄について報告するものです。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

65歳以上の高齢者へのワクチン接種については、7月末現在、集団接種の対象者2万278人に対し1万7,022人の申込みがありました。このうち、2回目の接種を終えた方が1万6,709人で、対象者に対する割合は82.4%、申込者に対する割合は98.2%となっています。

16歳から65歳未満の方のワクチン接種については、新たに接種会場となりました旭中央病院で8月5日から、旭市総合体育館では8月6日からそれぞれ接種を開始いたしました。二

つの会場で1日最大約1,000人の接種を予定しており、なるべく早く一人でも多くの方にワクチン接種をしていただけるよう進めてまいります。

次に、市独自の支援策について申し上げます。

市では、厳しい経営状況が続いている市内の中小企業者及び農水産業者の事業の継続を支援するため、一定の要件を満たした場合に、1事業者当たり10万円を給付することといたしました。

また、昨年度に引き続き小・中学校の給食費を6か月分免除することとし、これらの事業について本定例会に関連する議案を提出し、審議をお願いしております。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分の給付については、本日現在で478件、ひとり親以外の低所得の子育て世帯分については329件の給付を済ませております。

また、来年4月1日まで延長した市独自の旭市新生児特別定額給付金については、89件の給付を済ませております。

今後も給付金の周知を図り、迅速な支給事務に努めてまいります。

次に、イベント等の中止について申し上げます。

9月の敬老大会、10月の市民体育祭とあさひのまつり、11月の産業まつりにつきましては、感染が再拡大しているため、それぞれ中止となりました。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農業について申し上げます。

本年6月に農林水産省が公表した令和元年の旭市の農業産出額は約490億円で、順位は全国第6位を維持し、全国トップクラスの産出額を誇っております。

水田農業については、需要に応じた米づくりの実現に向けて主食用米から飼料用米への転換を推進した結果、8月20日現在、昨年と比較して約169ヘクタールの作付転換を増やすことができました。引き続き国及び県と連携して、稲作経営の安定を図ってまいります。

園芸農業については、千葉県の補助事業であります「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用し、安定生産や品質向上を図るため、生産施設の整備や省力機械の導入に対し支援を行い、農業産出額のさらなる向上を目指してまいります。

畜産については、豚熱CSFが近県で発生するなど、依然として感染リスクが高い状況が続いていることから、ワクチン接種を継続して実施しております。

そのほか、牛、鶏も含めまして、畜産物の産地として今後も各農場での家畜伝染病防疫の

徹底を働きかけるとともに、予防接種等の助成を行ってまいります。

次に、旭市立保育所の再編計画について申し上げます。

再編計画については、7月8日に旭市立保育所再編計画策定懇談会を設置し、計画策定に向けた第1回会議を開催いたしました。今後、委員の皆様から様々なご意見をいただき、よりよい計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

令和2年度からの繰越事業であります小・中学校の自動水栓化工事については、6月に全て完了いたしました。

また、同じく繰越事業である小・中学校トイレ洋式化工事については、実施設計業務が完了し、年度内に改修工事が完了するよう順次工事の発注を進めているところであります。

次に、生涯学習について申し上げます。

旭市図書館については、千葉県立東部図書館内に移転し、7月10日に開館いたしました。専門的な調べものができる県立図書館と、児童・一般向けの図書を中心とした市立図書館が同じ建物の中に併設されたことで、それぞれの特徴を生かした利便性の高い図書館サービスを提供できるものと期待しております。

次に、スポーツ振興事業について申し上げます。

7月に予定しておりましたザンビア共和国オリンピックチーム事前キャンプについては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、市民の安全・安心を最優先としたことから、中止といたしました。

なお、ザンビア共和国内の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人道的支援として防護服2,000枚、医療用マスク5,000枚を本市から寄贈いたしました。

また、ザンビア共和国からは選手が着用したユニホームなどが寄贈されることから、オリンピックのレガシーとすべく展示を予定しています。

今後もザンビア共和国とは、様々な機会を捉え、交流を継続してまいります。

世界ユース卓球選手権大会日本代表選手第一次選考会については、9月17日から20日に総合体育館を会場に無観客で実施されます。次代を担う若き才能たちの白熱した戦いが、本市を舞台に繰り広げられます。

次に、銚子連絡道路について申し上げます。

旭市区間約7.7キロメートルについては、7月15日に開催された千葉県都市計画審議会での承認を経て、現在、国と千葉県の間で都市計画決定に向けた協議を進めているところです。

また、銚子連絡道路へ接続するための谷丁場遊正線延伸区間約0.49キロメートルにつきましては、千葉県との協議が整いましたので、都市計画決定の告示に向けた準備を進めております。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道の整備については、今年度の供用開始に向け、起点側の国道126号の交差点部の整備工事について、現在発注に向けた準備を進めているところであります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、鉄道横断工事も順調に進捗しており、現在はトンネル部の函体工事に着手しております。

また、国道126号の交差点部の整備工事についても発注の準備を進めております。

次に、排水整備について申し上げます。

冠水対策排水整備事業については、旭地域イ地先の暗渠排水路整備工事について、発注の準備を進めております。

また、蛇園南地区流末排水路整備事業については、面整備である暗渠排水路整備工事について、7月に契約を締結し、令和4年2月の完成を目指して順調に進捗しております。

次に、交通安全について申し上げます。

交通安全施設維持補修事業については、関係機関と定期的を実施する通学路の合同点検に加えて、県内一斉に実施しました緊急点検の結果なども踏まえながら、道路内における白線、防護柵及び道路反射鏡などの交通安全施設の維持補修や更新工事を継続的に実施してまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、3月に銚子市野尻町地区の広域ごみ処理施設が、6月末に森戸町地区の広域最終処分場が竣工し、それぞれ施設の運営が開始されたところであり、今後は組合において中継施設の整備が進められる予定であります。引き続き、組合及び構成市と連携を図りながら事業を進めてまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

秋のゴミゼロ運動については、昨年度に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、10月をゴミゼロ運動月間とし、期間中に各地域において自主的に行っていただく形で実施することといたしました。

地域環境の保全及び美化を推進するため、引き続ききれいな旭をつくる会を中心に、市民の皆様のご協力をいただきながら、ごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用などを推進

してまいります。

次に、生涯活躍のまち・あさひ形成事業について申し上げます。

本事業については、計画地内の商業施設に係る建設工事に先立ち、7月12日に事業者主催による起工式が執り行われ、工事の順調な進捗と安全を祈願したところであります。

商業施設には、市が2階の一部を借り受け、多世代交流施設おひさまテラスを設置する予定となっており、オープン後スムーズに運営スタートするために、指定管理者であるイオンタウン株式会社と連携・協力しながら開設準備を進めております。令和4年春の供用開始を目指して、開設準備に万全を期してまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第8 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（木内欽市） 日程第8、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第1号、令和2年度旭市一般会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元にお配りしてございます令和2年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧くださいと思います。こちらの別冊の冊子になっております。こちらでよろしく申し上げます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

1の決算規模についてですが、令和2年度一般会計の決算額は、歳入が478億1,791万円で、前年度と比較して157億988万3,000円、48.9%の増、歳出が448億1,385万2,000円で、前年度と比較して152億2,744万9,000円、51.5%の増となり、翌年度へ繰り越すべき財源10億484万6,000円を差し引いた実質収支額は19億9,921万2,000円となりました。

次に、2 ページをお願いしたいと思います。

2、歳入の決算額です。

第2－1表は、歳入の構成比の推移を表したもので、割合が一番多いのは国県支出金で28.7%、2番目は地方交付税で、26.1%となっております。

続いて、3 ページです。

第2－2表は、歳入の主な4項目について決算額の推移を表したものです。

令和2年度は、前年度と比べて市税は1.1%の増、地方交付税は21.4%の増、国県支出金は188.0%の大幅な増、市債については77.8%の増となっております。それぞれの額につきましては下の表に記載のとおりでございます。

続きまして、4 ページをお願いしたいと思います。

3、歳出の決算額でございますけれども、第3－1表は目的別歳出の決算額の推移を表したものでございます。

大きい順に申し上げますと、総務費、民生費、衛生費、公債費、教育費、土木費の順となっております。

次に、5 ページに移りまして、第3－2表は性質別歳出の構成比です。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は31.1%で、前年度と比べて13.7ポイント低下しておりまして、これに物件費、補助費等、維持補修費を加えた経常的経費の割合は77.8%で、4.1ポイント上昇しております。

また、投資的経費の割合は15.6%で0.3ポイント上昇しており、その主な要因は新庁舎建設事業費の増などによるものでございます。

次に、6 ページをお願いしたいと思います。

4の財政の弾力性です。

第4表は、経常収支比率の推移を表したもので、令和2年度の経常収支比率は91.6%で、前年度の86.8%と比べて4.8ポイント上昇しております。

次に、7 ページに移りまして、5は将来の財政負担です。

上のグラフ、第5－1表は、健全化判断比率の一つで、実質公債費比率の推移です。

令和2年度の決算では8.1%となり、前年度の7.9%と比べて0.2ポイント上昇しております。

なお、グラフにも表示しておりますが、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっており、旭市の数値はこれらの基準を大きく下回っております。

下の第５－２表は、これも健全化判断比率の一つであります将来負担比率の推移です。

これは、一般会計をはじめ公営企業や一部事務組合、第三セクター等も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。令和元年度に続き、令和２年度についても将来の負担額を上回る充当可能財源等が見込まれるため、比率は算出されませんでした。

なお、健全化判断比率につきましては、後ほど報告第２号で説明いたします。

次に、８ページをお願いしたいと思います。

第５－３表は、市債現在高・借入額・償還額の推移です。

市債の現在高は、令和２年度末で308億4,833万円となり、前年度と比べて24億4,002万5,000円増加しています。

次に、９ページに移りまして、第５－４表は市債現在高と交付税算入見込額です。

下の表をご覧ください。

一般会計の令和２年度末の市債現在高308億4,833万円に対しまして、交付税算入見込額は265億2,269万円で、算入割合は86.0%となっております。

次に、10ページをお願いしたいと思います。

６は、基金の現在高です。

第６表は、一般会計の基金現在高の推移を表したものです。

令和２年度末における一般会計の基金の総額は159億9,009万5,000円で、前年度と比べて14億1,794万5,000円減少しております。減の主な要因は、庁舎整備基金や地域振興基金の減、東日本大震災復興交付金基金の廃止などによるものでございます。

なお、特別会計を含めた全基金の総額は、下の表にございますように175億5,671万1,000円となっております。

以下、11ページから22ページまでは、昨年と同様に決算のデータを表示してございます。

また、23ページ以降の主な施策に関する事項は、令和２年度決算における主な施策の事業概要について、決算書の掲載ページ順に掲載してございます。

その資料による説明は終わらせていただきます。

続いて、決算書により説明をいたしますので、お手元に決算書をご用意いただきたいと思います。決算書のほうをお願いします。

決算書のほう、初めに歳入の説明になります。

16ページをお開きいただきたいと思います。

表の形式が左右の見開きとなっております、これからの説明でページ番号をお示しする際は左ページの番号で申し上げることもございますが、説明する内容は右ページを中心にご覧いただきたいと思います。

なお、各款ごとの令和元年度との差引き増減につきましては、先ほど説明いたしました決算に関する説明資料の12ページに記載してございますので、そちらもご覧いただきたいと思います。

決算書のほう、まず第1款の市税です。

収入済額は77億6,975万6,961円で、前年度比で1.1%の増となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

2款地方譲与税は、収入済額3億3,686万9,000円で、前年度比0.4%の増となっております。

その下、3款利子割交付金は、収入済額609万7,000円で、前年度比9.1%の増となっております。

4款配当割交付金は、収入済額3,652万6,000円で、前年度比6.4%の減となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額4,449万7,000円で、前年度比72.9%の増となっております。

次に、20ページをお願いしたいと思います。

6款法人事業税交付金は、令和2年度から新たに追加されたもので、収入済額は3,933万5,000円となっております。

続いて、7款地方消費税交付金は、収入済額14億5,661万4,000円で、前年度比21.1%の増となっております。

次の8款環境性能割交付金は、収入済額4,191万7,207円で、前年度比53.6%の減となっております。

9款地方特例交付金は、収入済額7,281万3,000円で、前年度比64.8%の減となっております。減の主な要因につきましては、幼保無償化に伴い、令和元年度のみ交付されていた子ども子育て支援臨時交付金の減によるものでございます。

続いて、22ページをお願いしたいと思います。一番上になります。

10款地方交付税は、収入済額124億6,665万1,000円で、前年度比21.4%の増となっております。内訳といたしまして、右側の備考欄の1、普通交付税は77億2,010万7,000円で、前年度比1.4%の減となっております。その下、2の特別交付税は47億4,654万4,000円で、前年

度比194.9%の大幅な増となっております。この増の主な要因は、広域ごみ処理施設整備事業に係ります震災復興特別交付税の増によるものでございます。

続いて、11款交通安全対策特別交付金は、収入済額986万9,000円で、前年度比15.8%の増となっております。

12款分担金及び負担金は、収入済額1億8,158万6,275円で、前年度比45.1%の減となっております。

24ページをお願いしたいと思います。一番上になります。

13款使用料及び手数料は、収入済額4億9,103万7,437円で、前年度比18.6%の減となっております。

少し飛んで、28ページをお願いしたいと思います。

14款国庫支出金は、収入済額111億4,954万7,842円で、前年度比253.3%の大幅な増となっております。増の主な要因は、新型コロナウイルス対策であります特別定額給付金給付事業費補助金や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などによるものでございます。

32ページをお願いしたいと思います。32ページ、下のほうになります。

15款県支出金は、収入済額25億6,860万1,879円で、前年度比59.8%の増となっております。増の主な要因は、令和元年の台風被害に係ります農業災害対策支援事業費補助金などによるものでございます。

また少し飛びまして、40ページをお願いしたいと思います。

40ページ、16款財産収入は、収入済額5,086万8,157円で、前年度比50.6%の減となっております。

次に、42ページをお願いしたいと思います。

17款寄附金は、収入済額7,419万1,434円で、前年度比14.3%の増となっております。

18款、その下、繰入金は、収入済額21億2,105万240円で、前年度比236.8%の大幅な増となっております。この増の主な要因は、新庁舎整備基金繰入金や地域振興基金繰入金などの増によるものでございます。

続いて、44ページをお願いします。

19款繰越金は、25億2,162万3,877円で、前年度比46.9%の増となっております。

続いて、20款諸収入は、収入済額10億130万2,215円で、前年度比0.2%の減となっております。

次に、48ページをお願いいたします。

21款市債は、収入済額53億7,715万5,000円で、前年度比77.8%の増となっております。増の主な要因は、新庁舎建設事業債や広域ごみ処理施設整備事業債の増などによるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、歳出について、また款ごとに主な事業をご説明いたします。

なお、歳入と同様、各款ごとの令和元年度との差引き増減につきましては、決算に関する説明資料の14ページに記載してございます。

それでは、決算書の54ページをお願いいたします。

1款議会費は、支出済額1億9,082万2,367円で、前年度比3.4%の減となっております。

次に、56ページをお願いいたします。こちらは下のほうになります。

2款総務費は、支出済額144億5,456万9,586円で、前年度比309.3%の大幅な増となっております。その右側の翌年度繰越額は、繰越明許費が5億4,653万8,000円で、事故繰越は57万2,000円となっております。

繰越明許費に係る事業は生涯活躍のまち形成事業などの4事業で、事故繰越に係る事業は広域情報ネットワーク運用事業の1事業となっております。

少し飛びまして、90ページをお願いいたします。

1項11目庁舎建設費の右側のほう、備考欄1の新庁舎建設事業34億9,016万4,649円は、令和2年度に完成しました新庁舎の建設工事費などによりまして、前年度比34億4,647万6,325円の大幅な増となっております。

続いて、92ページをお願いいたします。

1項12目諸費は、支出済額73億2,048万2,908円で、対前年度72億1,716万4,841円の大幅な増となっております。増の主な要因につきましては、97ページをお願いしたいと思います。97ページの備考欄6、特別定額給付金給付事業65億1,038万128円で、新型コロナウイルスに対する国の経済対策として国民1人当たり10万円を給付した事業や、その下になりますが、備考欄の7、元気回復特別給付金給付事業5億2,650万8,167円の、新型コロナに対する本市独自の経済対策として実施しました市民1人当たり2万円を給付した事業などによるものでございます。

なお、総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の23ページから30ページに記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、決算書の、少し飛びまして、112ページをお願いしたいと思います。

3 款民生費は、支出済額92億6,000万3,197円で、前年度比2.7%の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費の2,095万6,000円で、こちらは高齢者施設等防災改修支援事業などの3事業によるものです。

続きまして、145ページをお願いいたします。

3 項 1 目児童福祉総務費の備考欄19、子育て世帯臨時特別給付金給付事業7,925万3,564円は、国の新型コロナウイルス対策として、児童手当受給対象の児童1人当たり1万円の給付金の支給を行ったものでございます。その下になります備考欄20、就学前児童臨時給付金給付事業8,087万2,821円は、本市独自の新型コロナウイルス対策として、就学前の児童1人当たり3万円の給付金の支給を行ったものでございます。

続いて、147ページをお願いいたします。

備考欄21、新生児特別定額給付金給付事業3,153万4,076円は、本市独自の新型コロナウイルス対策として、国の特別定額給付金の給付対象とならない4月28日以降に出生した新生児の母親に対し10万円の給付金の支給を行ったものでございます。

なお、民生費に係る主要事業は、説明資料のほう、31ページから43ページに記載してございます。

次に、160ページをお願いいたします。

4 款衛生費は、支出済額88億2,503万1,537円で、前年度比67.2%の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費の3億7,306万9,000円で、感染症予防対策事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業の2事業でございます。

また少し飛びまして、175ページをお願いいたします。

1 項 2 目予防費の備考欄6、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,031万2,313円は、本年5月から開始しましたワクチンの接種体制の準備などを行った経費についてのものです。その下、備考欄7、新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業8,120万円は、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行っている医療機関に対しまして、県の病床確保支援事業に上乗せして支援金を支給したものでございます。

○議長（木内欽市） 会議は途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） それでは、説明を再開する前に、先ほど私のほうから説明させていただきました中でちょっと間違っただけで説明してしまった箇所がございましたので、修正させていただきます。

決算書の97ページの備考欄7の元気回復特別給付金給付事業の支給についての内容でございますが、こちら先ほど市民1人当たりと言ってしまいましたが、正しくは市民1世帯当たり2万円の給付ということで修正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、説明のほうを続けさせていただきます。

決算書の180ページをお願いしたいと思います。

こちら、1項4目環境衛生費の右側、備考欄2、環境衛生事務費51億328万2,412円は、前年度比35億1,492万3,083円の大幅な増となっております。

これは、次のページをお願いしたいと思います。

備考欄にあります、その下、18節の負担金補助及び交付金のうち、その一番下の東総地区広域市町村圏事務組合負担金が広域ごみ処理施設整備事業の進捗に伴いまして大幅に増額となったことによるものでございます。

なお、衛生費に係る主要事業は、説明資料の44ページから49ページに記載してございます。

次に、少し飛びまして、194ページをお願いしたいと思います。

5款労働費は、支出済額101万1,730円で、前年度比42.3%の減となっております。

次に、196ページをお願いしたいと思います。

6款農林水産業費は、支出済額19億6,743万125円で、前年度比159.1%の大幅な増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費が5,146万3,000円、事故繰越が3億4,402万8,000円となっております。繰越明許費に係る事業は、農水産業経営継続支援金給付事業及び農業基盤整備事業の2事業で、事故繰越に係る事業は、農業災害対策支援事業（繰越明許）の1事業でございます。

少し飛びまして、205ページをお願いしたいと思います。205ページ、下のほうになります。

1 項 3 目農業振興費の備考欄13、農業災害対策支援事業（繰越明許）10億9,772万5,878円は、令和元年の台風により被災した農業施設の再建、修繕に対する助成を行ったものでございます。

続いて、209ページをお願いいたします。

備考欄19、農水産業経営継続支援金給付事業4,993万6,143円は、本市独自の経済対策として、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた農水産業者に対しまして、売上げ減少額に応じて10万円もしくは20万円の支給金を給付したものでございます。

なお、農林水産業費に係る主要事業は、説明資料の50ページから57ページに記載しております。

次に、少し飛びまして、218ページをお願いします。こちら下のほうになります。

7 款商工費は、支出済額 6 億258万1,683円で、前年度比68.8%の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費の4,832万5,000円で、中小企業者等事業継続支援金給付事業などの3事業でございます。

続いて、227ページをお願いいたします。

1 項 2 目商工振興費の備考欄 9、飲食店等緊急支援給付金給付事業3,113万838円は、本市独自の経済対策として、新型コロナウイルス感染拡大の影響により売上げの減少した飲食店等に対しまして10万円の支援金を給付したものでございます。

その下になります。備考欄10、中小企業者等事業継続支援金給付事業 2 億1,863万3,260円は、本市独自の経済対策として、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた中小企業者等に対しまして、売上げ減少額に応じて10万円もしくは20万円の支援金を給付したものでございます。

続いて、228ページをお願いします。

1 項 3 目観光費は、支出済額6,733万3,010円で、対前年度3,821万1,942円の減となっております。これは233ページをお願いしたいと思います。

233ページの備考欄 5 の観光イベント事業241万7,940円や、その下、備考欄 6 の海水浴場開設事業695万6,826円などの事業が、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして各種イベントや海水浴場の開設が中止となったことで、前年度より大幅に減額となったことによるものでございます。

なお、商工費に係る主要事業は、説明資料の58ページから61ページに記載しております。

次に、234ページをお願いいたします。

8 款土木費は、支出済額24億774万854円で、前年度比16.4%の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費が 6 億7,546万2,000円、事故繰越が1,131万 6 円となっております。繰越明許費に係る事業は、旭中央病院アクセス道整備事業や震災復興・津波避難道路整備事業などの 5 事業で、事故繰越に係る事業は、道路新設改良事業及び冠水対策排水整備事業の 2 事業となっております。

少し飛びまして、245ページをお願いいたします。

2 項 3 目道路新設改良費の備考欄 9 になります。飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、備考欄10の繰越明許分と合わせて 3 億6,780万3,402円となっております。

また少し飛びまして、261ページをお願いいたします。

4 項 1 目住宅管理費の備考欄 9、被災住宅修繕支援事業は、令和元年の台風などにより被害を受けた住宅の修繕に対し助成を行ったもので、備考欄10の繰越明許分との合計で5,929万7,000円となっております。

なお、土木費に係る主要事業は、説明資料の62ページから71ページに記載してございます。次に、262ページをお願いします。

9 款消防費は、支出済額11億853万7,707円、前年度比7.9%の減となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費の 1 億2,966万1,000円で、防災行政無線等整備事業に係るものでございます。

続いて、265ページをお願いいたします。

1 項 1 目常備消防費の備考欄 4、消防車両整備事業3,667万8,618円は、海上分署の高規格救急自動車の購入に係るものです。

続いて、271ページをお願いいたします。

1 項 3 目災害対策費の備考欄 2、防災対策整備事業は3,362万9,050円で、避難所でありま

す総合体育館への防災備蓄倉庫の整備や、非常用発電機の設置工事などを行っております。なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の72ページから74ページに記載しております。次に、272ページをお願いしたいと思います。

10 款教育費は、支出済額28億4,022万6,078円、前年度比29.2%の減となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費の 2 億6,926万2,000円で、小学校施設改修事業などの 3 事業です。279ページをお願いしたいと思います。下のほうになります。

1 項 2 目事務局費の備考欄10、教育の情報化推進事業 5 億283万3,600円は、市内小・中学校の全児童・生徒に対する教育用タブレット端末の整備等を行ったものでございます。

また少し飛びまして、333ページをお願いします。

こちら下のほうになりますが、4項13目社会教育施設再編費の備考欄1、社会教育施設再編事業1億3,766万4,526円は、旧干潟公民館や飯岡民俗資料館の解体や、その跡地の駐車場整備などを行ったものでございます。

334ページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費は、支出済額760万4,314円で、対前年度1,767万4,981円の減となっております。これは、備考欄2のスポーツ振興事業が新型コロナウイルス感染拡大の影響による各種大会の中止などにより、前年度より大幅に減額となったことによるものでございます。

なお、教育費に係る主要事業は、説明資料の75ページから84ページに記載しております。

また少し飛びまして、348ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、支出済額1,810万3,800円で、こちらは令和2年度分ではなく、令和元年の台風などによりまして被害を受けた公共施設の復旧に係る事業の繰越分となっております。

次に、350ページをお願いいたします。また下のほうになります。

12款公債費は、支出済額30億4,990万7,216円で、前年度比1.8%の増となっております。

次に、352ページをお願いいたします。

13款諸支出金は、支出済額8,788万6,000円で、前年度比6.3%の減となっております。

以上で議案第1号、令和2年度旭市一般会計決算の認定についての補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 小倉直志 登壇）

○企画政策課長（小倉直志） 議案第2号、令和2年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の355ページをお願いいたします。

歳入歳出予算額40億1,600万円に対しまして、歳入及び歳出の決算額は24億8,409万4,563円となりました。歳入歳出決算の内訳につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

決算書の364ページをお願いします。こちらが歳入になります。

1款1項1目貸付金元利収入は、収入済額21億4,409万4,563円です。これは、病院事業債

の元利償還金分として、地方独立行政法人から本特別会計に納められたものです。

2 款 1 項 1 目病院債は、収入済額 3 億 4,000 万円です。これは、旭中央病院が医療器具等の購入及び放射線治療棟整備のため必要な財源として、市が新たに借り入れたものです。

少し飛びまして、368 ページをお願いいたします。こちらは歳出になります。

1 款 1 項 1 目貸付金は、支出済額 3 億 4,000 万円です。これは法人への貸付金で、市が借り入れた病院事業債をそのまま法人に貸し付けたものです。

2 款公債費は、支出済額 21 億 4,409 万 4,563 円です。

1 項 1 目元金は、支出済額 17 億 7,894 万 2,517 円です。2 目利子は、支出済額 3 億 6,515 万 2,046 円です。これらは、支出済額借入金の元金及び利子支払費で、歳入で収入されました貸付金元利収入をそのまま償還に充てるものでございます。

370 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入歳出それぞれ 24 億 8,409 万 4,563 円です。

令和 2 年度末の地方債残高ですけれども、A 4、2 枚の令和 2 年度旭市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算に係る説明資料をご用意したいと思います。

こちらめくっていただいて、表のうち 2 の表、病院事業債現在高、一番右の下の方の部分になりますが、207 億 9,516 万 5,971 円が令和 2 年度末の地方債残高となっております。

以上で議案第 2 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第 3 号、議案第 4 号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 穴澤昭和 登壇）

○保険年金課長（穴澤昭和） 議案第 3 号、令和 2 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和 2 年度の国民健康保険の世帯数等について申し上げます。令和 2 年度の平均世帯数は 1 万 881 世帯、前年度比 181 世帯、1.6%の減となり、また、被保険者数は 1 万 9,380 人、前年度比 602 人、3%の減となりました。

それでは、決算書によりご説明いたします。

371 ページをお願いいたします。

事業勘定の決算になります。

歳入決算額は 83 億 192 万 949 円で、前年度比 0.8%の減となり、歳出決算額は 78 億 8,279 万 6,163 円で、前年度比 1.1%の減となりました。

376ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は4億1,912万4,786円となり、うち2億1,000万円を財政調整基金へ積立ていたしまして、残額の2億912万4,786円は令和3年度へ繰り越すものです。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

386ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1款国民健康保険税の収入済額は19億3,040万9,964円、前年度比6.7%の減となりました。不納欠損額は6,765万621円で、収入未済額は2億6,637万3,343円です。

なお、収納率は、還付未済額を除き85.2%、前年度と比較して3.2ポイント上昇いたしました。

下段の4款国庫支出金は1,734万7,000円となりました。

内容については、388ページをお願いいたします。

上段、1目災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、国民健康保険税を減免した場合の支援措置で、1,026万3,000円、2目国保制度関係業務事業費補助金は、オンライン資格確認等に対応するためのシステム改修費用に対する補助金で、708万4,000円となります。

5款県支出金は、保険給付費等の交付金として54億9,142万7,483円、前年度比0.7%の減となりました。

7款繰入金は5億8,729万1,441円、前年度比24.5%の増となりました。増の要因は、390ページ上段になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減収を補うため、財政調整基金を1億2,000万円取り崩し、繰入れを行ったことによるものです。

8款繰越金は、令和元年度からの繰越金で2億21万5,215円です。

9款諸収入は7,511万6,773円で、主なものは保険税の延滞金や後期高齢者の健診受託事業収入などです。

次に、歳出についてご説明いたします。

396ページをお願いいたします。

1款総務費の支出済額は4,392万8,179円、前年度比4.9%の増となりました。増の要因は、保険証のオンライン資格確認等に対応するシステム改修によるものです。

398ページをお願いいたします。

2款保険給付費は52億9,522万897円、前年度比1.4%の減となりました。減の要因は、1

人当たりの医療費は依然増加を続けておりますが、被保険者数の減少と退職者医療制度経過措置期間が令和元年度で終了したことに伴い、退職被保険者分の療養給付費等が減となったことによるものです。

402ページをお願いいたします。

3款保険事業費納付金は24億2,221万5,880円、前年度比2%の増となりました。納付金の額は、被保険者数や所得水準などを基に県が算定しています。内訳は、医療給付費分が15億6,642万1,452円、後期高齢者支援金分が6億114万2,660円、介護分が2億5,465万1,768円です。

4款保健事業費は9,814万1,219円、前年度比15.5%の減となりました。減の要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により、集団で行う特定健診及び未受診者への受診勧奨業務を中止したことによるものです。

406ページをお願いいたします。

7款諸支出金は2,318万9,215円、前年度比63.8%の減となりました。減の要因は、旭中央病院への直営診療施設補助金が減となったことによるものです。

428ページをお願いいたします。

事業勘定の実質収支に関する調書は記載のとおりであります。

377ページへお戻りいただきたいと思います。

施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明いたします。

歳入決算額は7,389万12円で、前年度比11.9%の減となり、歳出決算額は6,744万4,663円で、前年度比12.4%の減となりました。

382ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は644万5,349円となり、うち330万円を財政調整基金へ積立して、残額の314万5,349円は令和3年度へ繰り越すものです。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

414ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1款診療収入の収入済額は5,985万5,371円、前年度比11.7%の減となりました。減の要因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、令和2年8月から予約制にし、診療の人数を制限したことによるものです。

416ページをお願いいたします。

4 款繰入金は939万6,000円、前年度比17.6%の減となりました。減の要因は、事業勘定繰入金と財政調整基金繰入金の減額によるものです。

5 款繰越金は、令和元年度からの繰越金で336万2,307円です。

6 款諸収入は121万2,188円で、うち100万円は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金で、診療所の感染防止のための空間除菌脱臭機の購入や、予約制を導入するための電話回線増設工事などの経費に対し交付されたものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

420ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は4,067万2,787円、前年度比5.5%の減となりました。減の要因は、施設管理費の減によるものです。

424ページをお願いいたします。

2 款医業費は2,676万4,130円、前年度比21.0%の減となりました。減の要因は医薬品衛生材料費の減で、受診者の減少と薬価改定により薬の単価が下がったことによるものです。

429ページをお願いいたします。

施設勘定の実質収支に関する調書は記載のとおりであります。

以上で議案第3号、令和2年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和2年度の後期高齢者医療の被保険者数について申し上げます。令和2年度の平均被保険者数は9,534人、前年度比51人、0.5%の減となりました。

それでは、決算書によりご説明いたします。

431ページをお願いいたします。

歳入決算額は6億8,487万6,812円で、前年度比8.9%の増となり、歳出決算額は6億7,401万7,506円で、前年度比9%の増となりました。

436ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額の1,085万9,306円は、令和3年度へ繰り越すものです。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

440ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1 款保険料の収入済額は 4 億9,052 万9,900 円、前年度比7.6%の増となりました。増の要因は、保険料の改定と保険料軽減特例の見直しによるものです。不納欠損額は102 万1,700 円で、収入未済額は321 万6,100 円です。

なお、収納率は、還付未済額を除き99.1%、前年度と同率となりました。

2 款繰入金は 1 億8,024 万2,022 円、前年度比12.9%の増となりました。増の要因は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の増によるものです。

3 款繰越金は、令和元年度からの繰越金で1,085 万6,943 円です。

4 款諸収入は324 万7,947 円、前年度比74.6%の増となりました。増の要因は、住民税の基礎控除等の見直しに伴うシステム改修費用に対する県からの補助金の交付によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

446 ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は2,355 万8,744 円、前年度比83.4%の増となりました。増の要因は、保険料軽減特例に対応するシステム改修と、先ほど歳入の諸収入で申し上げました住民税の基礎控除等の見直しに対応するシステム改修によるものです。

2 款広域連合納付金は 6 億4,972 万2,862 円、前年度比7.4%の増となりました。これは、保険料と保険料軽減分の繰入額を広域連合へ納付したもので、増の要因は保険料収入が増加したことによるものです。

3 款の諸支出金73 万5,900 円は保険料の還付金です。

450 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は記載のとおりであります。

以上で議案第 4 号、令和 2 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定についての補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

会議が途中ですが、昼食のため 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 1 時 0 分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

(高齢者福祉課長 赤谷浩巳 登壇)

○高齢者福祉課長(赤谷浩巳) 議案第5号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和2年度末における介護保険の状況についてご説明いたします。恐れ入ります、お手元の歳入歳出決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。

1番の高齢者人口等ですが、この資料は令和3年3月末の状況を、第7期介護保険事業計画及び前年度末と比較したものとなっております。

上から2行目のB欄をご覧ください。

65歳以上の第1号被保険者数は2万58人で、前年度末と比べ230人増加し、第1号被保険者数の人口比率、いわゆる高齢化率は31.2%で、前年度比0.7ポイントの増となりました。

要介護・要支援認定者数は3,024人で、前年度末と比べ25人の減、一番下の欄になりますが、第1号被保険者数に占める割合は14.6%で、前年度比0.3ポイントの減となりました。

以下、2は介護度別認定者数ですが、記載のとおりでございます。後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、ここからは決算書によりご説明いたします。

決算書の451ページをお願いいたします。

歳入決算額は52億8,026万8,846円で、前年度比0.3%の増となり、歳出決算額は51億4,124万1,732円で、前年度比0.6%の増となり、歳入歳出差引残額は1億3,902万7,114円となりました。

決算内容の主なものにつきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

460ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

1款保険料の収入済額は11億5,696万3,364円で、前年度と比較して0.8%の減となりました。収納率は97.0%で、前年度と比較しまして0.4ポイント上昇しております。また、不納欠損額は1,108万1,025円、収入未済額は2,500万1,392円となっております。

次に、2款国庫支出金は11億3,026万9,585円で、前年度比1.4%の減となりました。

462ページをお願いいたします。

3 款支払基金交付金は13億355万4,508円で、前年度比1.1%の増となりました。

4 款県支出金は 7 億3,147万6,587円で、前年度比0.9%の減となりました。

464ページをお願いいたします。

6 款繰入金は、1 項の一般会計からの繰入金でありまして、7 億8,709万8,000円、前年度比4.9%の増となりました。増となった理由は、消費税率の改定に伴う低所得者保険料軽減繰入金の増額でありまして、低所得者の保険料軽減強化が令和 2 年度から完全実施となったことによるものです。

7 款繰越金は 1 億5,555万9,828円、次の 8 款諸収入は1,531万4,454円で、主なものは地域支援事業利用収入などでございます。

続きまして、歳出になります。

470ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は6,149万2,296円、前年度比4.6%の増です。

474ページをお願いいたします。中段になります。

2 款保険給付費の支出済額は46億7,452万9,109円で、前年度比0.7%の増となりました。主な要因は、施設介護サービス給付費の増によるものです。

少し飛びまして、482ページをお願いいたします。下段になります。

4 款基金積立金は7,492万5,457円でした。これは、前年度剰余金と利子分を積み立てたもので、令和 2 年度末の介護保険給付費準備基金の残高は 4 億464万8,706円となりました。

5 款地域支援事業費は 2 億4,132万7,883円、前年度比3.9%の減となりました。主な要因は、1 項 1 目介護予防・日常生活支援サービス事業費のうち通所型サービスの利用が減となったことによるものです。

少し飛びまして、494ページをお願いいたします。中段になります。

6 款諸支出金は8,896万6,987円で、主なものは国・県及び一般会計への返還金となります。

496ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書となります。内容は記載のとおりでございます。

以上で議案第 5 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 宮負 亨 登壇）

○上下水道課長（宮負 亨） 最初に、議案第 6 号、令和 2 年度旭市水道事業会計剰余金の処

分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

水道の決算書は、一般会計決算書とは別冊となっております。恐れ入りますが、横向きになります。旭市水道事業会計決算書、こちらになります。お手元にご用意いただければと思います。

初めに、水道事業の概況からご説明申し上げますので、決算書の11ページをお願いいたします。

事業報告書になります。

まず、総括事項の業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万7,176人、給水件数は2万991件、普及率は88.8%となり、前年度と比較いたしますと0.5ポイントの増となりました。

年間給水量は621万6,697立方メートルで、前年度と比較しますと14万1,472立方メートルの増となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量は576万798立方メートルとなり、前年度と比較しますと10万5,895立方メートルの増、有収率は92.7%で、前年度と比較しますと0.4ポイントの減となっております。

次に、建設状況でございますが、建設改良工事として、ニ地区、イ地区及びさくら台地区ほかに、口径50ミリメートルから200ミリメートルの耐震型配水管を、延べ615.50メートル布設いたしました。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明をさせていただきます。

続いて、12ページをお願いいたします。

(2)は議会議決事項、(3)は行政官庁認可事項、(4)は職員に関する事項、(5)は料金その他供給条件の認定、変更に関する事項となっております。

それでは恐れ入りますが、前に戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。

令和2年度の決算報告書でございます。この報告書の金額は消費税込みとなっております。

初めに、(1)収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款水道事業収益の予算額合計16億6,604万8,000円に対し、決算額は16億5,214万1,320円となり、収入率は99.2%となりました。内訳としまして、第1項営業収益の主なものは水道料金であり、第2項の営業外収益は一般会計補助金などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次の支出につきましては、第1款水道事業費用の予算額合計14億7,916万2,000円に対し、

決算額は14億55万7,431円となり、執行率は94.7%となりました。内訳としまして、第1項の営業費用は受水費、減価償却費、人件費等で、第2項の営業外費用は企業債の利息等で、第3項の特別損失は過年度損益修正損であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。次の2ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出について申し上げます。

まず、収入の第1款資本的収入は、予算額合計9,811万8,000円に対し、決算額は7,383万6,400円となり、収入率は75.3%となりました。内訳としまして、第1項の企業債は飯岡配水場高区圧力タンク更新のための起債、第2項の出資金は配水管の相互連絡管整備に対する一般会計からの出資金、第3項の負担金は消火栓設置に対する一般会計からの負担金、第4項の給水申込納付金は水道加入申込み時点で頂いている納付金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、支出の第1款資本的支出でございますが、予算額合計2億3,535万7,000円に対し、決算額は1億4,205万6,676円となり、執行率は60.4%となりました。内訳としまして、第1項の建設改良費は、配水管布設等による拡張工事費、連絡用配水管布設等の改良工事費、飯岡配水場高区圧力タンク更新工事等の固定資産取得費であり、第2項の企業債償還金は、建設改良費等に係る企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,822万276円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で668万5,530円を、減価積立金で4,390万1,318円を、残りの1,763万3,428円を過年度分損益勘定留保資金でそれぞれ補填をいたしました。

続いて、3ページの損益計算書をご覧ください。

この金額につきましては税抜きとなっております。

まず、1の営業収益は2列目の13億662万7,890円、2の営業費用は、同じく2列目の12億6,780万180円、差引営業利益は3列目の3,882万7,710円となりました。

次の4ページをお願いいたします。

3の営業外収益は、2列目の2億1,582万4,195円、4の営業外費用として、同じく2列目の991万8,466円、差引きは3列目の2億590万5,729円のプラスとなり、3ページの営業利益を加えますと、経常利益は2億4,473万3,439円の黒字となりました。これによりまして、当年度の純利益は2億4,473万3,439円となり、その他未処分利益剰余金変動額を加えますと、当年度未処分利益剰余金は2億8,863万4,757円となります。

続いて、5 ページの剰余金計算書をご覧ください。

表の左から2列目、資本金の当年度末残高は、一番下の37億9,372万4,031円となりました。

表の中ほどになりますが、資本剰余金合計の当年度末残高は、同じく一番下の148万9,816円となりました。

表の右から2列目の利益剰余金合計の当年度末残高は12億4,863万4,757円となりました。

表の一番右の資本合計は資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は50億4,384万8,604円となりました。

次の6 ページの剰余金処分計算書をご覧ください。

剰余金処分計算書の内容につきましては、表の一番右上の未処分利益剰余金の当年度末残高2億8,863万4,757円の処分に係るものでございますが、当年度純利益の2億4,473万3,439円に対する部分として9,583万3,439円を減債積立金に、1億4,890万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、その他の4,390万1,318円を資本金に組み入れるものでございます。

続いて、7 ページの貸借対照表をご覧ください。

この金額につきましては税抜きとなっております。

資産の部の1、固定資産と、次の8 ページの2、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列の79億895万6,106円となりました。

次に、負債の部でございますが、3、固定負債と、9 ページの4、流動負債、5、繰延収益の合計である負債合計は、一番右の列の28億6,510万7,502円となりました。

次に、資本の部でございますが、6、資本金と7、剰余金の合計額は、次の10ページの下から2行目の資本合計50億4,384万8,604円となり、これに前のページの負債合計を加えますと、負債と資本の合計は79億895万6,106円となり、資産合計と一致いたします。

次の11ページからは決算附属書類になりますが、11ページから12ページは先ほどご説明させていただきましたので、13ページをご覧ください。

13ページは契約金額500万円以上の建設改良工事の概況、次の14ページは契約金額300万円以上の保存工事の概況でございます。

次の15ページでございますが、年間の業務量であり、次の16ページは事業収入に関する事項、17ページは事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

次の18ページになりますが、4、会計（1）は重要契約の要旨となります。

続いて19ページになりますが、（2）は企業債及び一時借入金の概況、5、その他は、他会計補助金等の使途についての記載でございます。

20ページから21ページまではキャッシュフロー計算書、次の22ページから27ページまでにつきましては収益費用明細書となっており、科目ごとの明細となっております。

28ページでございますが、こちらは固定資産明細書、29ページは企業債明細書となっております。

30ページから31ページまでは注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものとなります。各内容につきましては、記載のとおりでございます。後ほどお目通しいただければと思います。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第7号、令和2年度旭市公共下水道事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、こちらも別冊になります。横向きの公共下水道事業会計決算書をお手元にご用意いただければと思います。

旭市公共下水道事業会計は、令和2年度から地方公営企業法が適用され、公営企業会計移行後、初めての決算となりますので、前年度と比較できない項目につきましては当年度の数値のみの記載となっております。

それでは、初めに下水道事業の概況からご説明申し上げますので、決算書の10ページをお願いいたします。

事業報告書になります。

まず、総括事項の中ほどの業務状況でございますが、年度末の水洗化状況は、接続済人口4,588人、接続世帯数は1,939件で、水洗化率は69.4%となりました。

料金収入の基礎となります年間有収水量は59万4,145立方メートルで、有収率は84.0%となっております。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明をさせていただきます。

続いて、11ページをお願いいたします。

(2)は議会の議決事項、(3)は行政官庁認可事項、(4)は職員に関する事項、(5)は料金その他供給条件の設定、変更に関する事項でございます。

それでは、恐れ入ります、前に戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。

令和2年度の決算報告書でございます。

この報告書の金額は消費税込みとなっております。

初めに、(1)収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款下水道事業収益の予算額合計5億6,456万9,000円に対し、決算額は5億6,992万5,736円となり、収入率は100.9%となりました。内訳としまして、第1項、営業収益の主なものは公共下水道使用料であり、第2項の営業外収益は一般会計負担金や長期前受金戻入などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次の支出につきましては、第1款下水道事業費用の予算額合計5億6,456万9,000円に対し決算額は5億4,383万2,405円となり、執行率は96.3%となりました。内訳としまして、第1項の営業費用は処理場費、減価償却費、人件費等で、第2項の営業外費用は企業債の利息などで、第3項の特別損失は賞与引当金相当額等であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次の2ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出について申し上げます。

まず、収入の第1款資本的収入でございますが、予算額合計2億1,101万8,000円に対し決算額は2億1,439万5,300円となり、収入率は101.6%となりました。内訳としまして、第1項は下水道事業債、第2項は一般会計負担金、第3項は受益者負担金でございます。

次に、支出の第1款資本的支出でございますが、予算額合計2億6,761万4,000円に対し決算額は2億6,743万1,032円となり、執行率は99.9%となりました。内訳としまして、第1項建設改良費は車両運搬具購入による固定資産取得費であり、第2項の企業債償還金は企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,303万5,732円につきましては、全額引継金で補填いたしました。

続いて、3ページの損益計算書をご覧ください。

この金額につきましては税抜きとなっております。

1の営業収益は2列目の9,911万2,910円、2の営業費用は、同じく2列目の4億5,833万1,471円、差引営業損失は3列目の3億5,921万8,561円となりました。

3の営業外収益は2列目の4億6,095万5,520円。

続いて、次の4ページをお願いいたします。

4の営業外費用として6,063万9,399円、差引きは3列目の4億31万6,121円のプラスとなり、3ページの営業損失を差し引きますと、経常利益は4,109万7,560円の黒字となりました。

6の特別損失は2列目の726万310円で、差引き、当年度の純利益は3,383万7,250円となり、一番下の当年度未処分利益剰余金は3,383万7,250円となります。

続いて、5 ページの剰余金計算書をご覧ください。

表の左から2列目の資本金の当年度末残高は、一番下になりますが1億7,825万8,136円となりました。

表の右から2列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は、同じく一番下の3,383万7,250円となりました。

表の一番右の資本合計は資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は2億1,209万5,386円となりました。

次の6 ページの剰余金処分計算書をご覧ください。

剰余金処分計算書の内容につきましては、表の一番右上の未処分利益剰余金の当年度末残高3,383万7,250円の処分に係るものですが、全額繰越利益剰余金とするものでございます。

続いて、7 ページの貸借対照表をご覧ください。

この金額につきましては税抜きとなっております。

資産の部の1、固定資産と、次の8 ページの2、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列、85億2,972万5,816円となりました。

次に、負債の部でございますが、3、固定負債と4、流動負債、9 ページの5、繰延収益の合計である負債合計は83億1,763万430円となりました。

次に、資本の部でございますが、6、資本金と7、剰余金の合計額は、下から2行目の資本合計2億1,209万5,386円となり、これに負債合計を加えますと、負債と資本の合計は85億2,972万5,816円となり、資産合計と一致いたします。

次の10ページからは決算附属書類になりますが、10ページから11ページまでは先ほどご説明させていただきましたので、12ページをお願いいたします。

12ページは、契約金額300万円以上の保存工事の概況でございます。

13ページは年間の業務量で、前年度比較で記載してございます。

次の14ページは事業収入に関する事項、15ページは事業費に関する事項で、前年度と、こちらは比較できないため、当年度の数値のみの記載となっております。

次の16ページから30ページまでは、水道事業会計と同じ項目となっておりますので、各内容につきましては後ほどお目通しいただければと思います。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第8号、令和2年度旭市農業集落排水事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊、こちらも横向きになります。農業集落排水事業会計決算書をお手元にご用意いただければと思います。

旭市農業集落排水事業会計は、公共下水道と同じく、令和2年度から地方公営企業法が適用され、公営企業会計移行後、初めての決算となりますので、前年度と比較できない項目につきましては当年度の数値のみの記載となっております。

それでは、初めに農業集落排水事業の概況からご説明申し上げますので、決算書の10ページをお願いいたします。

事業報告書になります。

まず、総括事項の中ほど、業務状況でございます。

年度末の水洗化状況は、接続済人口1,416人、接続世帯数は450件で、水洗化率は74.8%となりました。

料金収入の基礎となります年間有収水量は13万9,258立方メートルとなり、有収率は100.0%となっております。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明をさせていただきます。

続いて、11ページをお願いいたします。

(2)は議会議決事項、(3)は行政官庁認可事項、(4)は職員に関する事項、(5)は料金その他供給条件の認定、変更に関する事項でございます。

それでは、恐れ入りますが前に戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。

令和2年度の決算報告書でございます。

この報告書の金額は消費税込みとなっております。

初めに、(1)の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款下水道事業収益の予算額合計7,459万5,000円に対し、決算額は7,483万124円となり、収入率は100.3%となりました。内訳としまして、第1項営業収益の主なものは農業集落排水処理施設使用料であり、第2項の営業外収益は一般会計負担金や長期前受金戻入などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次の支出につきましては、第1款下水道事業費用の予算額合計7,459万5,000円に対し決算額は6,039万5,644円となり、執行率は81.0%となりました。内訳としまして、第1項の営業費用はポンプ場費、処理場費、減価償却費、人件費等で、第2項の営業外費用は企業債の利息などで、第3項の特別損失は賞与引当金相当額等であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2 ページをお願いいたします。

(2) の資本的収入及び支出について申し上げます。

まず、収入の第1款資本的収入は、予算額合計1,212万5,000円に対し決算額は1,296万5,000円となり、収入率は106.9%となりました。内訳としまして、第1項は一般会計負担金、第2項は受益者分担金でございます。

次に、支出の第1款資本的支出でございますが、予算額合計1,632万1,000円に対し、決算額は1,632万489円となり、執行率は100.0%となりました。内訳としましては、第1項企業債償還金は企業債償還元金で、決算額は記載のとおりでございます。

次に、一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額335万5,489円につきましては、引継金で303万3,619円を、当年度損益勘定留保資金で32万1,870円を補填いたしました。

次に、3 ページの損益計算書をご覧ください。

この金額につきましては税抜きとなっております。

1の営業収益は、2列目の数字になりますが、1,587万2,900円、2の営業費用は、同じく2列目の5,438万4,077円、差引営業損失は3列目の3,851万1,177円となりました。

3の営業外収益は2列目の5,736万9,934円。

次の4 ページをお願いいたします。

4の営業外費用として、2列目の308万5,266円、差引きは3列目の5,428万4,668円のプラスとなり、3 ページの営業損失を差し引きますと、経常利益は1,577万3,491円の黒字となりました。

6の特別損失は2列目の66万6,232円であり、差引き当年度の純利益は3列目の1,510万7,259円となり、一番下の当年度末処分利益剰余金は1,510万7,259円となります。

続いて、5 ページの剰余金計算書をご覧ください。

表の左から2列目の資本金の当年度末残高は、一番下になりますが6,060万3,518円となりました。

表の右から2列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は、同じく一番下の1,510万7,259円となりました。

表の一番右の資本合計は資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は一番下の7,571万777円となりました。

次の6 ページの剰余金処分計算書をご覧ください。

剰余金処分計算書の内容につきましては、表の一番右上の未処分利益剰余金の当年度末残高1,510万7,259円の処分に係るものでございますが、全額繰越利益剰余金とするものでございます。

続いて、7ページの貸借対照表をご覧ください。

この金額につきましては税抜きとなっております。

資産の部の1、固定資産と2、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列、10億479万5,795円となりました。

次に、8ページをお願いいたします。

負債の部でございますが、3、固定負債と4、流動負債、5、繰延収益の合計である負債合計は9億2,908万5,018円となりました。

続いて、9ページをお願いいたします。

資本の部でございますが、6、資本金と7、剰余金の合計額は資本合計7,571万777円となり、これに負債合計を加えますと、負債と資本の合計は10億479万5,795円となり、資産合計と一致いたします。

次の10ページからは決算附属書類になりますが、10ページから11ページまでは先ほどご説明させていただきましたので、12ページをお願いいたします。

12ページは保存工事の概況でございます。

13ページは年間の業務量で、前年度比較で記載してございます。

14ページは事業収入に関する事項、15ページは事業費に関する事項で、前年度と比較できないため、当年度の数値のみの記載となっております。

次の16ページから27ページにつきましては、水道事業会計、公共下水道会計と同じ項目となっておりますので、各内容につきましては後ほどお目通しいただければと思います。

以上で議案第8号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

ここで、令和2年度旭市一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員 木村哲三 登壇）

○代表監査委員（木村哲三） 代表監査委員の木村です。

令和2年度旭市一般会計及び病院事業債管理特別会計をはじめとした四つの特別会計並び

に水道事業をはじめとした三つの公営企業会計の各決算審査の結果について報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、各会計の決算について審査を実施いたしました。

審査においては、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか、また財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、関係諸帳簿、証書等を照合、精査するとともに関係職員の説明を求め、さらに現金出納検査、定期監査等の結果も踏まえて、慎重に行いました。

審査の結果、一般会計、特別会計歳入歳出決算書及び公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数については関係書類と符合し正確でありました。また、予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正になされたものと認められました。

まず初めに、一般会計及び特別会計について申し上げます。

一般会計及び特別会計の決算状況は、実質収支額が25億7,466万8,000円の黒字で、各会計の実質収支額も全て黒字となっております。

また、歳入につきましては、全庁的に債権回収に取り組んだ成果が、本年度も収納率の向上、収入未済額及び不納欠損額の減少に結果として現れております。引き続き、市民負担の公平性と貴重な自主財源を確保するため、効果的な収納対策による収入未済額及び不納欠損額の縮減におよ一層の努力を求めます。

次に、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況の審査につきましては、関係書類の計数はいずれも正確で、基金の設置趣旨に沿って適正に運用されているものと認められました。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率から成る健全化判断比率の審査において、いずれの比率も良好な状態にあり、財政運営が法令等の趣旨に沿って適切になされていることを確認いたしました。

具体的には、実質公債費比率は8.1%となっており、前年度の7.9%から0.2%増加しているものの、早期健全化基準の25%を大きく下回っており、健全な財政が維持されております。将来負担比率についても、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため比率は算出されず、前年度に引き続き良好な状態であると認められました。

次に、公営企業会計について申し上げます。

初めに、水道事業につきましては、損益計算書から経営状況を見ると、当年度純利益は前年度と比べ14.9%増加しています。

経営分析表を見ると、企業の収益性を示す総収支比率、安定性を示す自己資本構成比率がいずれも前年度を上回っており、総収支比率は望ましいとされる100%を超えていることから、財政の健全性はおおむね良好で、財務全般でおおむね健全な構造が維持されております。

今後は、水道施設の一斉更新時期の到来に伴う更新需要の増大を控え、より厳しい経営環境となることが見込まれることから、効率的な経営と安定した収益確保に努めるとともに、旭市水道事業ビジョンに基づき、水道普及率の促進、老朽施設等の耐震化や更新の実施など、適切な対策を講じることで、安全で良質な水の安定供給に努めることを望みます。

次に、公共下水道事業と農業集落排水事業につきましては、特別会計から公営企業への移行初年度であることから、前年度との比較ではなく新たに作成された財務諸表に基づいて経営状況を確認することに主眼を置き、審査を行いました。

損益計算書から経営状況を見ると、両事業とも純利益が生じており、企業の収益性を示す総収支比率も、公共下水道事業が106.4%、農業集落排水事業が126.0%と、望ましいとされる100%を超えていることから、財政の健全性はおおむね良好であると言えます。

公共下水道事業と農業集落排水事業は、一般会計からの繰入金、毎年、公共下水道事業は3億円を超え、農業集落排水事業は3,000万円を超えて、共にその負担割合が高いことから、今後は普及啓蒙活動を積極的に実施し、公共下水道並びに農業集落排水への接続の推進を図り、さらなる収入の確保と経費節減に努めることを望みます。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による公営企業会計の資金不足比率の審査においては、資金不足額が生じていないため比率は算出されず、特に指摘すべき事項はありませんでした。

最後に、新型コロナウイルス感染症の影響などの社会情勢により、歳入を取り巻く環境は一段と厳しくなるものと思われます。今後、新型コロナウイルス感染症対策や人口減少問題への対策に係る歳出の増加も見込まれる中、引き続き行財政改革や公共施設の適正な管理運営に着実に取り組むことはもとより、様々な環境の変化や災害などにも対応できる効率的な行財政運営を図り、人口減少に歯止めをかけ、誰もが将来にわたって住み続けたいと思うまちづくりに結びつくよう、全ては旭市民のために努力されることを要望して、監査委員の総意といたします。

○議長（木内欽市） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

会議は途中ですが、ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第9号、議案第13号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第9号及び議案第13号の補足説明を申し上げます。

まず、議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についての補足説明を申し上げます。

補正予算書をお手元にお願いしたいと思います。

1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ12億5,500万円を追加し、予算の総額を314億3,700万円とするものです。

少し飛びまして、7ページをお願いいたします。

歳入について順を追ってご説明いたしますが、事業内容につきましては歳出のところで説明させていただきます。

まず、12款1項3目教育費負担金1億1,994万8,000円の減は、説明欄1、学校給食費負担金の減額で、新型コロナウイルス感染症に対する市独自の経済対策の一つとして、保護者の経済的負担を軽減するため、令和3年10月から令和4年3月までの6か月間、小・中学校の給食費の減免を行うものでございます。

19款1項1目繰越金13億7,494万8,000円の増は、前年度繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものでございます。

歳入の説明は以上です。

続いて歳出になります。

8ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費310万2,000円の増は、説明欄1、議員報酬の増で、7月18日に執行さ

れました市議会議員補欠選挙に伴い、議員数が17名から19名となったことから、不足する議員報酬の補正を行うものでございます。

2款1項6目財産管理費10億円の増は、説明欄1、減債基金積立金の増で、令和2年度決算の確定に伴い、剰余金の2分の1以上に相当する額を減債基金に積み立てるものであります。

8目電子計算費379万1,000円の増は、説明欄1、広域情報ネットワーク運用事業の増によるもので、電柱の支障移転の増加に伴い、共架している広域情報ネットワーク伝送路の移設費用が不足することから、事業費を増額するものでございます。

続いて、2款4項4目市議会議員選挙費1,369万6,000円の増は、説明欄1、市議会議員選挙費651万7,000円の増、及び9ページをお願いいたします。

説明欄2、市議会議員選挙公営費717万9,000円の増で、いずれも市議会議員補欠選挙の執行に伴い、12月に執行予定の市議会議員選挙に係る予算が不足する見込みとなりましたので、その分を増額補正するものでございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費8,026万1,000円の増は、説明欄1、農水産業経営支援給付金給付事業の増によるもので、本市独自の経済対策として、新型コロナウイルス感染拡大の影響により経営に深刻な影響を受けている農水産業者を支援するため、前年または前々年同月と比較して売上げが20%以上減少した事業者に対し、1事業者当たり10万円の支援金の給付に要する費用を新規計上するものでございます。

7款1項2目商業振興費1億5,101万1,000円の増は、説明欄1、中小企業等経営支援給付金給付事業の増によるもので、本市独自の経済対策として、新型コロナウイルス感染拡大の影響により経営に深刻な影響を受けている中小企業事業者を支援するため、前年または前々年同月と比較して売上げが20%以上減少した事業者に対して、1事業者当たり10万円の支援金の給付に要する費用を新規に計上するものでございます。

11ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費313万9,000円の増は、説明欄1、学校教育事務費の増によるもので、小・中学校の給食費の免除に合わせて、市内在住で市外の小・中学校や特別支援学校に通う児童・生徒に対し、市外小中学校等在学児童生徒臨時給付金として、6か月分の給食費相当額の支給に要する費用を新規に計上するものでございます。

続きまして、10款5項3目学校給食費は、財源の変更となります。

内訳は、12ページをお願いします。

補正額の財源内訳の欄、分担金及び負担金から1億1,994万8,000円を一般財源へ財源変更するもので、市独自の経済対策の一つとして実施する小・中学校の給食費6か月分の免除に伴うものでございます。

13ページをお願いいたします。

特別職の給与費明細書です。表の下の方、比較の欄をご覧ください。

議員の人数が2名の増、報酬が310万2,000円の増となっております。こちらは、歳出で説明いたしました市議会議員補欠選挙に伴う議員報酬の増額によるものでございます。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

続いて、議案第13号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくをお願いします。

議案の裏面をご覧ください。

契約の名称は、旭市サッカー場整備工事であります。

契約の方法は、令和元年度から導入した入札価格と入札者から提出された技術資料を併せて落札者を決定する総合評価方式一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

令和3年6月14日に入札の公告を行い、7月1日まで入札参加資格申請及び技術資料の受付を行ったところ、7者から申請及び技術資料の提出があり、7者とも資格要件を満たしておりました。

この7者による入札書の受付を、7月15日から8月2日まで行い、8月3日に開札し、入札価格と技術評価を総合的に評価した結果、千葉県旭市後草2364番地の3、鈴木建設株式会社代表取締役鈴木和彦が第1位順位者となりました。

なお、鈴木建設は入札価格の内容の調査を必要とする調査基準価格を下回ったため、旭市低入札価格調査実施要綱に基づき調査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと確認したため、契約の相手方と決定いたしました。

契約金額は2億7,280万円であります。

なお、予定価格は3億6,703万7,000円、調査基準価格は3億3,271万7,000円、落札率は74.32%でありました。

仮契約締結日は8月27日、工事の期限は令和4年3月18日であります。

以上で議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 小倉直志 登壇）

○企画政策課長（小倉直志） 議案第10号、旭市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正条例の制定につきましては、いわゆる企業版ふるさと納税制度を旭市に導入するにつき所要の条例改正を行うものでございます。

企業版ふるさと納税制度による寄附金につきましては、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクト、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業、この事業にのみ充当することができ、同寄附金を基金に積み立てる際、その他の寄附金とは分けて管理、処分しなければならないため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表をご用意いただいて1ページをご覧ください。

新旧対照表の1ページにありますように、第6条に第2項として記載の事項を加えるものでございます。改正後の条例は、公布の日からの施行とするものでございます。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第11号、議案第14号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 八木幹夫 登壇）

○市民生活課長（八木幹夫） 初めに、議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードとも言われるものですが、これを発行する主体として明確に位置づけられたことに伴い、同機構は個人番号カードの発行に関する手数料を定め、申請者から徴収することができることとされました。

さらに、当該手数料の徴収の事務を住所地の市区町村長に委託することができることとされたことから、本条例中の個人番号カード再交付手数料の項目は不要となり、改正を行うものでございます。

なお、この条例の施行は公布の日からとなります。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第14号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち1名が令和3年12月31日に任期満了となることから、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第14号で推薦したい方は、旭市ハの99番地15にお住まいの岩井明廣氏、昭和24年12月23日生まれの方です。岩井明廣氏は、平成25年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚誠実な人柄で地域における信望が大変厚く、委員として適任の方ですので、引き続きお願いしたいと考え推薦するものでございます。

また、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては該当する事項はありません。

なお、委員の任期は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間となります。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 栗田 茂 登壇）

○都市整備課長（栗田 茂） 議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

空家等対策の充実を図ることを目的とし、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画の策定及び協議会の設置等に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

それでは、現行の条例から変更となる点を申し上げます。

新旧対照表3ページをご覧ください。

ページ右側、改正案第6条と第7条が追加となり、以降は条ずれが起こるものとなります。

第6条は、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる特措法の第6条第1項に規定される空家等対策計画の策定についてとなります。空家等対策計画につきましては、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために定めるものであります。

第7条は、特措法の第7条第1項に規定される協議会の設置、所掌事項及び組織等につい

てとなります。

協議会におきましては、先ほど申しあげました空家等対策計画の作成、変更及び実施に関する協議を行う予定となっております。なお、この変更により、国の施策による交付金等の支援を受けることも可能となります。

なお、附則につきましては本条例の委員報酬の追加に伴う条例の改正でございます。

この条例の施行は公布の日からとなります。

以上で議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 穴澤昭和 登壇）

○保険年金課長（穴澤昭和） 報告第1号、令和2年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

表の下段、令和2年度末の欄をご覧ください。

B欄の基金現在高は、令和元年度末と同額の1,000万円となっています。

貸付け等の状況でございますが、C欄の貸付をご覧ください。

年度中の貸付けの件数及び金額は13件で341万9,000円です。返済につきましては、D欄において、13件全て返済しておりますので、F欄の預金残高は満額の1,000万円となっております。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第2号から報告第4号の報告3件について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 報告第2号、報告第3号及び報告第4号についてご説明申し上げます。

初めに、報告第2号、令和2年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、表をご覧くださいと思います。

まず、算定項目の1、実質赤字比率であります。これは一般会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字であったため該当はいたし

ません。

次に、2、連結実質赤字比率につきましては、公営企業会計を含む全ての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計とも黒字であったため、これも該当いたしません。

なお、これらの二つの指標の括弧書きにつきましては、参考として黒字の比率を表しております。

次に、3、実質公債費比率であります。これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含めて、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、本市は早期健全化基準の25%を下回る8.1%となっております。昨年度の7.9%と比べますと0.2ポイント上昇しております。

次に、4、将来負担比率であります。これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合、第三セクター等までを含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。本年度も昨年度と同様、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、比率として算定されず、該当なしとなりました。

以上のとおり、令和2年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、4指標とも基準をクリアいたしました。

以上で報告第2号の説明を終わりました。続きまして報告第3号、令和2年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について説明申し上げます。

こちら1枚めくって、表をご覧くださいと思います。

令和2年度の旭市の資金不足比率につきましては、資金不足が生じた公営企業会計はありませんので、全て該当いたしません。

なお、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表しております。

以上のとおり、令和2年度は全ての公営企業会計において、経営健全化基準をクリアいたしました。

以上で報告第3号の説明を終わりました。続きまして報告第4号、令和2年度旭市一般会計継続費精算報告書について説明申し上げます。

この報告書は、平成29年度から令和2年度までの4か年で設定した新庁舎建設事業に係る継続費について、継続年度の終了に伴い地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

また1枚めくっていただき、表をご覧くださいと思います。

2 款 1 項総務管理費のうち、上段の新庁舎建設事業（設計等委託料）は、平成29年度から令和 2 年度までの年割額の計の欄、3 億1,860万5,000円に対しまして、そこから右のほうへいきまして、支出済額の計は2 億4,073万6,720円で、またさらに右へいきまして、年割額と支出済額の差の計は7,786万8,280円でした。

次の下段になりますが、新庁舎建設事業につきましては、平成30年度から令和 2 年度までの年割額の計、一番下になりますが、57億5,300万円に対しまして、右にいきまして、支出済額の計は49億9,682万8,600円で、年割額と支出済額の差の計は7 億5,617万1,400円でした。

以上で、報告第 2 号、報告第 3 号及び報告第 4 号の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の説明は終わりました。

報告第 5 号から報告 7 号の報告 3 件について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 小倉直志 登壇）

○企画政策課長（小倉直志） それでは、初めに報告第 5 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和 2 事業年度の業務実績に係る評価結果について説明を申し上げます。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和 2 事業年度が終了し、法人から 1 年間の業務実績が市に提出され、地方独立行政法人法第28条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく評価がまとまったことから、本議会に報告するものです。

資料であります地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院令和 2 事業年度の業務実績に係る評価結果の 1 ページをご覧ください。

I、年度評価の考え方になります。

その 2 段落目になりますけれども、評価の際には、法人から提出された報告書を基に、同病院評価委員会からの意見書を踏まえて進捗状況を確認し、評価基本方針に基づき評価を行っております。評価の基本方針につきましては、（1）に記載されております①から⑦までの 7 項目になります。

次に、（2）年度評価の方法についてですが、年度評価については、当該年度計画に定めた事項を基に行う項目別評価と、業務実績の全体について行う全体評価を併せて行っております。

1 番目としまして項目別評価の方法ですが、中項目評価、大項目評価の手順で行いました。

①の中項目評価は、法人による小項目、細項目に係る自己評価結果を検証し、年度計画の中項目ごとの達成状況について評価しております。

2 ページをお願いいたします。

②の大項目評価は、中項目評価の結果を踏まえ、年度計画の大項目ごとの達成状況について評価しております。

なお、評価基準は、中項目、大項目それぞれ「S、年度計画を大きく上回っている」「A、年度計画を上回っている」「B、年度計画をほぼ予定どおりに実施している」「C、年度計画を下回っている」「D、年度計画を大きく下回っており改善が必要である」の5段階となっております。

2の全体評価の方法になりますが、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な達成状況について評価を行っており、評価基準は「S、計画を大幅に達成し、又は計画より大幅に進んでいる」「A、計画をやや超えて達成し、又は計画よりやや進んでいる」「B、概ね計画どおりに進んでいる」「C、計画をやや下回り、又は計画よりやや遅れている」「D、計画を大きく下回り、若しくは計画よりも大幅に遅れ、又は業務運営に関して重大な改善すべき事項等が認められる」の5段階評価となっております。

次に、3 ページのⅡ、全体評価をご覧ください。

(1) の評価結果になりますが、全体の評価結果は「B、概ね計画どおりに進んでいる」でありました。

(2) は判断理由ですけれども、令和2事業年度の業務実績については、二つの大項目に係る評価の全てがB評価（年度計画をほぼ予定どおりに実施している）であり、中項目については年度計画を下回るC評価、D評価となる項目はなく、そのほとんどがB評価でありました。

以上のことから、令和2事業年度の業務実績は、中期目標・中期計画の達成に向けて作成された年度計画を予定どおり実施しているものと判断し、全体評価はB評価（概ね計画どおりに進んでいる）としました。

(3) 評価委員会委員からの意見、指摘事項などですが、法人の自己評価結果は妥当なものと認められるとのことでした。

4 ページをお願いします。

Ⅲ、項目別評価については、二つの大項目の評価結果、判断理由、評価委員会委員からの意見、指摘事項などが4 ページから6 ページにかけて示されております。

なお、各項目の詳細につきましては、別添の令和2事業年度業務実績評価表をご覧くださいければと思います。

以上で報告第5号の説明を終わります。

続きまして、報告第6号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和2年度の事業経営状況及び令和3年度の事業計画について説明を申し上げます。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業経営状況について申し上げます。

資料の令和2年度事業報告書になります。ページ下側の端にあるページ番号でご説明いたします。

1ページをお開きください。

病院の概要になりますけれども、1には現況が、2ページの2には病院の概要が記載されております。

3ページをお願いします。

3には組織図が、4の財務諸表の要約、財務情報、事業に関する説明につきましては、4ページから16ページにかけて、年度計画に定めた項目についてどのように取り組んだのかが記載されております。

かなり飛びますけれども、22ページをお開きください。

令和2年度財務諸表等になります。

25ページ、6ページをお願いいたします。

こちらは貸借対照表になります。

左側25ページは資産の部になります。有形固定資産などの固定資産と現金及び預金などの流動資産で、右の列の一番下、資産合計は545億4,960万1,959円です。

右側の26ページになります。負債の部は、独法移行前の地方債償還債務や退職給付引当金などの固定負債と未払金などの流動負債で、負債の部合計は377億5,392万7,068円。その下の純資産の部は、資本金と資本剰余金、利益剰余金を合わせた純資産の部合計で167億9,567万4,891円となり、右の列一番下の負債純資産の合計は545億4,960万1,959円です。

続いて、27ページ、28ページをお願いいたします。

こちらは損益計算書になります。この数字は消費税を抜いた税抜きの数字です。

27ページ、営業収益合計は391億1,804万2,129円、営業費用合計は385億8,977万6,915円、一番下の営業利益は5億2,826万5,214円となりました。

28ページになります。

営業外収益合計は5億3,828万7,458円、営業外費用合計は3億6,607万6,945円、経常利益は7億47万5,727円となりました。一番下から2行目の当期純利益は5億5,989万9,594円と

なりました。

29ページをお願いしたいと思います。

こちらはキャッシュフロー計算書になります。

下から3行目、資金増加額は2億3,599万7,114円、一番下の資金期末残高は91億3,996万3,194円となりました。

30ページは、利益の処分に関する書類になります。

当期総利益5億5,989万9,594円については、全額積み立てております。

31ページをお願いします。

31ページは、行政サービス実施コスト計算書になります。

一番下の行、行政サービス実施コストは37億3,213万8,557円となりました。

32ページから35ページまでは注記事項、36ページから52ページまでは財務諸表の附属明細書、54ページは消費税を含む決算報告書になります。

かなり飛びますけれども、56ページをお開きください。

こちらが地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院2021年度計画になります。57ページから69ページまでに、今年度病院が取り組む事項が項目ごとに記載されております。

飛びますけれども、70ページをお開きください。

こちらは2021年度の予算になります。単位は100万円です。収入計415億7,000万円、支出計は418億9,200万円です。

71ページをお願いします。

収支計画ですけれども、収益の部計409億3,500万円、費用の部計414億2,400万円、表の一番下、総利益はマイナス4億8,900万円です。

72ページをお願いいたします。

資金計画になります。資金収入及び資金支出はそれぞれ509億8,100万円となっております。

以上で報告第6号の説明を終わります。

続きまして報告第7号、株式会社季楽里あさひの令和2年度の事業経営状況及び令和3年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

初めに、令和2年度の事業報告でございます。お手元の資料では、第6期経営状況報告書と表紙にあるものでございます。

1ページ目をご覧ください。

1、事業報告の(1)概況でございます。道の駅季楽里あさひにつきましては、平成27年

10月の開業以来、多くの方にご利用いただいております。昨年は新型コロナウイルス感染拡大防止による時間短縮営業などがあったものの、道の駅全体の売上額は2ページ目の(2)の表にありますように、前年比106.9%の8億1,030万円となりました。

続きまして、2、会社概要の(1)株主の概要についてです。株式数、株主数とも設立時から変わっておりません。(2)の株主総会及び取締役会等の開催状況についてはご覧のとおりですが、月1回の頻度で取締役会または役員会を開催し、集客向上に向けた各種の対策など健全な経営に向けた協議を行っております。(3)及び(4)は、それぞれ年度末現在の役員及び従業員の状況です。(5)は決算期後に生じた会社の状況ということですが、①から④に記載したとおり、新型コロナウイルス感染症対策を中心に組み立てまいりました。

続いて、3、決算報告書についてです。第6期、令和2年4月1日から令和3年3月31日の決算について報告いたします。当期の純利益は971万1,565円となりました。

5ページをご覧いただきたいと思います。

貸借対照表となります。

左側の資産の部は流動資産と固定資産で、現金や預金などの計で1億8,732万8,149円です。

右側の負債の部は流動負債で、買掛金や未払費用、仮受金などで、負債の部合計が7,412万2,266円、その下の純資産の部は株主資本で、資本金は設立時と同じ4,400万円、資本金と利益剰余金を合わせた純資産の部、計が1億1,320万5,883円となり、一番下の負債、純資産の部の計が1億8,732万8,149円となりました。

続いて6ページになります。

こちらは損益計算書になります。

売上高が2億2,959万1,366円、売上原価が7,701万4,414円となりまして、売上総利益が1億5,257万6,952円です。販売費及び一般管理費は1億4,225万4,811円で、差し引きまして営業利益が1,032万2,141円です。また、営業外収益は528万6,983円、営業外費用は4万6,159円です。そして経常利益が1,556万2,965円となり、一番下の当期純利益が971万1,565円となりました。

続きまして、7ページですけれども、こちらは、販売費、一般管理費の内訳となります。

続きまして、8ページです。

利益剰余金の処分になります。開業以来6期連続の黒字で、利益剰余金が6,656万円余り

となっており、昨年に引き続き1株当たり1,000円の配当金と、会社法による利益準備金の積立てを行いました。次期繰越利益は6,480万5,883円となっております。

続きまして、9ページです。

こちらは、4の第7期事業計画、令和3年度分となります。

中段以降の基本方針におきまして、（１）道の駅物販及び花木部門、（２）道の駅レストラン部門、（３）加工室の積極的活用、次の10ページにおきまして、（４）公共部門、（５）営業の部門ごとに取組方針を掲げています。内容はそれぞれ記載のとおりです。

11ページでは、令和3年度の第7期の予算を計上しております。

以上で報告第7号の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長の説明は終わりました。

報告第8号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 大八木利武 登壇）

○行政改革推進課長（大八木利武） 報告第8号、私債権等の放棄についてご説明申し上げます。

この私債権等の放棄につきましては、旭市私債権等管理条例第7条第1項の規定に基づき、令和2年度に放棄した私債権等の内容を同条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目をご覧ください。

こちらに私債権等の放棄の内訳として、債権名、放棄事由、件数及び金額を記載しております。

令和2年度は、学校給食費が11件で61万7,440円、市営住宅家賃が8件で37万9,500円、土地貸付料が4件で61万5,979円、水道料金が41件で56万8,735円となり、全体としては64件で218万1,654円の債権を放棄いたしました。

以上で報告第8号の説明を終わります。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は2日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時 3分